

遠方での就職活動や就職をお考えの場合、支給できる制度があります

「広域求職活動費」と「移転費」のご案内

広域求職活動費

「**広域求職活動費**」は、雇用保険の受給資格者の方が、ハローワークの紹介により遠隔地にある求人事業所（※）を訪問して求人者と面接等をした場合（以下、**広域求職活動**という）に支給されます。支給には一定の条件があり、支払われる費用には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃と、宿泊料があります。

移転費 (P3~)

「**移転費**」は、雇用保険の受給資格者の方が、ハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介により**職業に就くため、または公共職業訓練等を受講するために、住居所を変更する場合**に支給されます。いずれも、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給され、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料および着後手当があります。

(※) 『遠隔地にある求人事業所』とは、雇用保険の受給手続を行っているハローワークから、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの間の距離（往復）が、**交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で200キロメートル以上ある場合**をいいます。

広域求職活動費の支給要件

「**広域求職活動費**」は以下の条件を満たした場合に支給されます。

- ① 雇用保険の受給資格者であること
※ 広域求職活動の指示を受ける時点で、受給資格者であれば、広域求職活動を開始する時点で、受給資格者でなくても対象となります。
- ② ハローワークに紹介された求人が、その受給資格者の方に適当と認められる管轄区域外に所在する事業所のもので、その事業所の**常用求人**であること
- ③ 雇用保険の受給手続を行っているハローワークから、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの間の距離（往復）が、交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で**200キロメートル以上**あること
- ④ 雇用保険の待期期間が経過した後に、広域求職活動を開始したこと
- ⑤ 広域求職活動に要する費用が、訪問先の求人事業所の事業主から支給されないこと、またはその支給額が広域求職活動費の額に満たないこと

* 上記のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合は、その給付制限期間が経過した後に、広域求職活動を開始したことが必要です。

広域求職活動費の支給額

鉄道賃、船賃、航空賃および車賃



雇用保険の受給手続きを行っているハローワークの所在地から、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの所在地までの順路について、通常の経路および方法により計算した運賃等の額が支給されます。

宿泊料について



交通費計算の基礎となる鉄道等の距離が400キロメートル以上ある場合に支給され、その距離と、訪問する求人事業所の数に応じて金額が定められています。

広域求職活動費の支給手続き

① 求人紹介

ハローワークの職業相談部門で、支給の対象となる事業所の求人紹介（広域職業紹介）を受けた場合、雇用保険の受給手続きを行っているハローワークの雇用保険部門から下記2点の用紙が交付されます。

- ・「広域求職活動指示書」
- ・ 訪問する求人事業所の数に応じた「広域求職活動面接等訪問証明書」

② 面接等

紹介された事業所で面接等を受けます。

- ★面接等を受けた事業所に、「広域求職活動面接等訪問証明書」の事業主証明欄の記載をお願いしてください。

③ 書類提出

広域求職活動を終了した日の翌日から10日以内に

雇用保険の受給手続きを行っているハローワークの雇用保険部門に、下記の書類を提出してください。

- ・ 支給申請書
- ・ 広域求職活動指示書
- ・ 雇用保険受給資格者証
- ・ 広域求職活動面接等訪問証明書

！ 広域求職活動費の受給回数について（令和8年8月1日施行）

広域求職活動費の受給回数は、所定給付日数に応じて、下記の回数を最大として支給されます。令和8年7月31日以前に開始した広域求職活動費は回数にカウントされません。

所定給付日数	90日以下	120日	150日	180日	210日	240日	270日	300日	330日	360日
広域求職活動費受給回数上限	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回

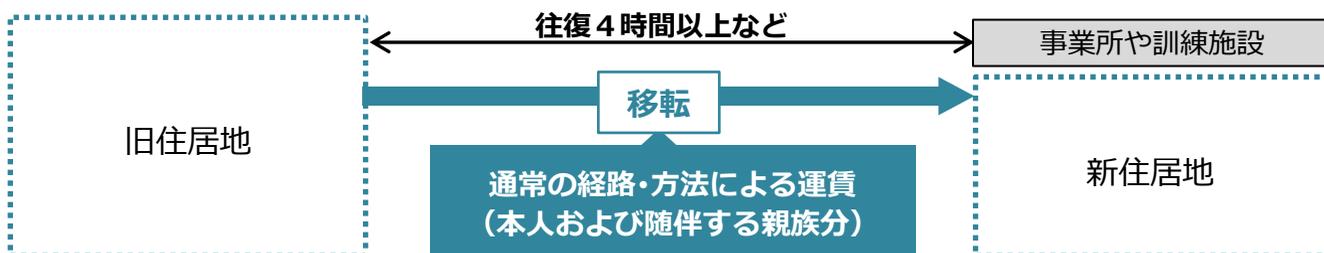
移転費の支給要件

「移転費」は以下の条件を満たした場合に支給されます。

- ① 雇用保険の受給資格者であること
 - ② 雇用保険の待期間が経過した後に、就職し、または公共職業訓練等を受けることとなったこと
 - ③ **ハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者**（※1）が紹介した**職業**（※2）に就くため、またはハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受けるために、住所・居所を変更する場合
 - （※1）職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体または職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者をいいます。なお、職業紹介事業の停止を命じられている職業紹介事業者または業務改善命令を受けている職業紹介事業者から紹介を受けた場合は、移転費の支給対象とはなりません。
 - （※2）雇用期間が1年未満である場合や、循環的に雇用されることが慣行となっている場合を除きます。
 - ④ 事業所または訓練施設が、次のいずれかに該当するため、ハローワークが住所・居所の変更が必要であると認める場合
 - a. **通勤(所)時間が往復4時間以上**である場合
 - b. 交通機関の始(終)発の便が悪く、通勤(所)に著しい障害がある場合
 - c. 移転先の事業所・訓練施設の特殊性や事業主の要求によって移転を余儀なくされる場合
 - ⑤ 事業所、訓練施設その他の者から就職準備金その他移転に要する費用が支給されないこと、またはその支給額が移転費の額に満たないこと
- * 上記のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合は、その給付制限期間が経過した後に、就職し、または公共職業訓練等を受けることとなったことが必要です。

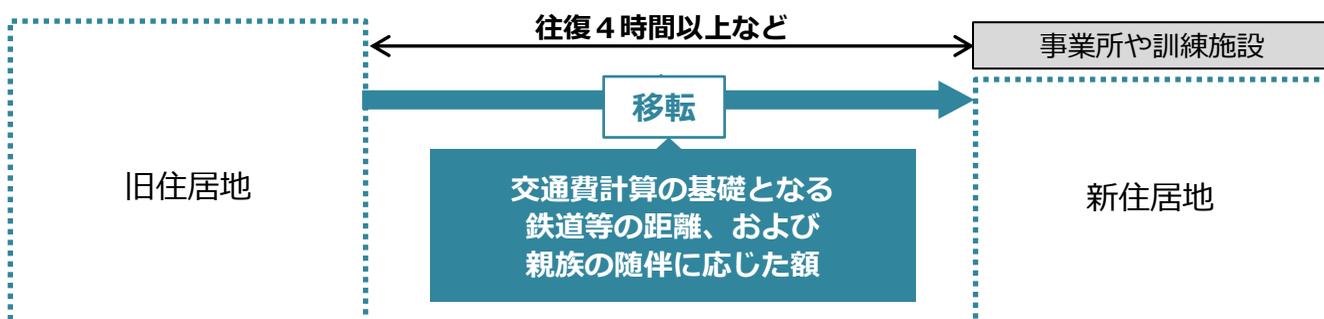
移転費の支給額

鉄道賃、船賃、航空賃および車賃



旧住居地から新住居地までの順路について、通常の経路および方法により計算した、本人および随伴する親族の運賃等の額が支給されます。

移転料について



交通費計算の基礎となる鉄道等の距離および親族の随伴に応じて、定められた金額が支給されます。

着後手当

親族が随伴するかどうかによって、下記の額が支給されます。

親族を随伴する場合	76,000円 ※ 旧居住地から新居住地までの、鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が、100キロメートル以上の場合、 95,000円
親族を随伴しない場合	38,000円 ※ 旧居住地から新居住地までの、鉄道賃の額の計算の基礎となる距離が、100キロメートル以上の場合、 47,500円

移転費の支給手続き

① **書類提出** 移転の日の翌日から1箇月以内に、移転先の住居所を管轄するハローワークに下記の書類を提出してください。

・ **移転費支給申請書（※）** ・ **雇用保険受給資格者証**

（※） ・ 移転の際、親族の方が随伴される場合は、その親族の方が、受給資格者の方の収入によって生計を維持されている同居の親族であることを証明する書類を添付してください。
・ 特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就いたことにより、移転費の支給申請を行う場合は、紹介状の写しや「職業紹介証明書（移転費）」等の紹介を受けた事実を証明できる書類を添付してください。

② ハローワークから**移転費支給決定書**および**移転証明書**が交付されます。

③ **提出** 就職先の事業主に、
移転費支給決定書と移転証明書を提出してください。

④ 就職先の事業主が、移転証明書の就職証明欄に必要事項を記載し、交付したハローワークに返送します。

その他、ご不明な点は、お気軽に最寄りのハローワークの「雇用保険窓口」にお尋ねください。

ハローワーク 所在地

検索 